

入居審査申込書

(個人契約用)

借上・管理・斡旋・自社

物件 No.		物件名		号室		クリーニング特約	円
--------	--	-----	--	----	--	----------	---

賃貸条件	敷金	円	契約一時金	円	更新料(2年毎)	町会費	毎月	CATV代
	家賃	円	共益費	円	円	円	年	円
	駐車場	① G	② G	駐車場敷金	① 円	② 円	駐車料金	① 円

申込	フリガナ		性別		年齢	生年月日		
	氏名		男・女	歳	西暦	年	月	日
	現住所	〒 -						
	電話	()			携帯電話	()		

人	スマホ・携帯 e-mail							
	PC e-mail							
入居者	勤務先		業種		勤続年数	年	年収	万円
	勤務先住所		勤務先電話	()				

入居者	氏名	フリガナ	携帯番号	続柄	年齢	勤務先・学校
				本人		
					歳	
					歳	

緊急連絡先	フリガナ		生年月日	西暦	年	月	日	年齢	歳
	氏名		続柄	電話	()				
	住所	〒 -							持家・借家
	勤務先		業種	勤続年数	年	年収	万円		

緊急連絡先	フリガナ		生年月日	西暦	年	月	日	年齢	歳
	氏名		続柄	電話	()				
	住所	〒 -							持家・借家
	勤務先		業種	勤続年数	年	年収	万円		

支払方法	銀行振込	銀行振込 … 振込手数料は借主負担です						
	当社貸主物件・管理物件	らくらくパートナー (OFI) … 家賃等の引落金額に対する保証料 1.0% が毎月必要です 新規保証委託契約事務手数料として、20,000円(消費税別途)が必要 オリコクレジット・JAC・JID … (口座振替): 三井住友・みなど【振替手数料は借主負担】						

契約書送付先	① 仲介業者 (送付・来店)	契約開始日	西暦	年	月	日
	② その他 ()	家賃発生日	西暦	年	月	日

【必要書類】(申込時)	(契約時)	業務委託料	決済金入金予定日	西暦	年	月	日
・本人の運転免許証・パスポート・健康保険証のいずれかの写し	・入居者全員の住民票と顔写真		契約書等回収予定日	西暦	年	月	日
・駐車場申込時は運転免許証の写し	・保証人は契約書に自筆記名・実印		<備考・特約事項・その他> ・部屋止め	済	未		
・住民税決定証明書・源泉徴収票	・押印の上、印鑑証明・所得証明添付		・審査依頼 … 済 (月 日 時)	未			
	・その他貸主が必要とする書類		・ペット飼育 … 可・不可				
所長	営業課長	営業担当	入力担当者	発送日	作成者		

仲介業者(元付) <input type="checkbox"/> マストガード代理店の場合[O]をつけて下さい	仲介業者(先付) <input type="checkbox"/> マストガード代理店の場合[O]をつけて下さい
TEL: FAX:	TEL: FAX:
業者番号 担当者	業者番号 担当者

※この物件について、「建物状況調査」を実施されている場合は結果の概要を送付下さい。

● 私は、下記の「賃貸借契約書の用語についての説明」を読み、かつ賃貸条件の内容を納得の上本物件の賃借を申込み致します

賃貸借契約書の用語についての説明	
敷金	借主が賃貸借契約の締結時に賃料等の不払いに備える担保として貸主に預託する金銭です。賃貸借契約が終了して明け渡す時に未払賃料等の債務がなければ全額返還されます。
契約一時金	特定の賃貸住宅の借主となる為の対価として賃貸借契約の締結時に借主から貸主に支払われる金銭です。契約締結後は、契約書に特に定めのない限り返還されませんので敷金とは性質が異なります。金額は、その賃貸住宅の市場における契約時の需給関係等に基づいて決定されます。
契約更新料	賃貸借契約の更新時に、借主から貸主に支払われる金銭です。契約更新後は、契約書に特に定めのない限り返還されません。

※太枠内は必ずご記入下さい。

<p>☆火災(家財)保険のご加入について 【I・IIのどちらかをお選び頂き O印をお付け下さい】</p> <p>弊社では火災事故や盗難事故、水濡れ事故等が発生した場合、入居者様の家財が損害を受けるだけでなく賃貸借契約に基づき建物所有者に対する損害賠償責任が生じることがあることから、個人賠償責任特約および借家人賠償責任特約を付帯した火災保険にご加入いただくことを賃貸借契約の条件としております。</p> <p>● 私は、入居期間中は賃貸借契約書約款に記載のとおり、個人賠償責任特約及び借家人賠償責任特約を付帯した積水ハウス不動産グループが推奨する火災(家財)保険「マストガード」又はその他同様の火災保険に加入を致します。</p> <p>◆ 私が加入する予定の火災保険は以下のとおりです。(契約時に必要書類を提出致します) I・IIどちらかにO印をつけて下さい</p>	
I 「マストガード」に加入を希望します ※保険料 14,300円・16,300円・21,300円・26,300円 (2年一括払・間取りに応じて4タイプよりお選びいただけます) ※年末所得控除の対象にはなりません。	II 他の保険会社の保険に加入を希望します ※万一の事故の際は、加入保険会社と連携し対応をお願い致します。 【加入予定保険】
業者確認欄	<p>手続窓口 <input type="checkbox"/> お申込者がお手続き (ダイレクト) 業者にてお手続き 業者名</p> <p>Oをつけて下さい (ペーパーレス・書類) 担当者</p> <p>「マストガード」の加入手続きは、インターネット環境(スマートフォン含む)により行いますが、お申込者のご自宅のパソコン又はご自身のスマートフォンで加入手続きが可能ですか? <input type="checkbox"/> 可能です <input type="checkbox"/> 環境がありません⇒「入居者保険」</p>

<p>安心サポート24プラス(月額:700円税別)の会員規約に同意のうえ利用申し込みします</p> <p>↑ご利用の方は[O]を 日常生活の中で突然起こる水回り、電気、窓ガラス等のトラブルを24時間365日受付し、修理の手配や管理会社への連絡をサポートします。【サービス運営会社:株式会社アクトコール】</p> <p>ご不要の方は[X]を お入れ下さい。 開始希望月 年 月【月割】(左記に記載がなければサービス申込書に定める日【契約開始月】より開始となります)</p>	
---	--

☆ MASTクラブへのご入会について

入居後の毎月の家賃に対してポイントが貯まるMASTクラブにご加入となります。詳しくは「MASTクラブのご案内」をご覧ください

● お部屋のインターネット光設備について、本申込書記載の連絡先に後日、担当部署(MASTコンタクトセンター)より直接お電話等にてご案内させて頂く事がございます。ご了承をお願い致します。

<p>☆積水ハウス不動産関西のお客様情報保護方針について</p> <p>1. 積水ハウス不動産関西株式会社(以下「会社」という)が賃貸又は管理する物件においては、本申込書で受領した個人情報(以下「お客様情報」という)について、会社より所有者又はその賃借人、募集に関わった入居斡旋業者、会社のグループ会社(積和管理関西(西側)・マストパートナーズ(株)等)、及び本物件の賃貸又は管理業務に係る総合的なサービスを行う提携先(以下まとめて「会社取引先」という)に対し、お客様情報を開示することがあります。この場合、会社は会社取引先に当該お客様情報の厳重な管理を求め、賃貸又は管理業務及び積和の営業活動の遂行に必要な範囲で利用致します。</p> <p>2. 積和は、積水ハウスグループの一員として、乙のお客様情報を積水ハウスグループ会社に提供し、営業活動などに利用させていただきます。会社の「お客様情報保護方針」等については、別途添付の「お客様情報保護方針」(利用目的通知用要約版)もしくは下記URLにてご確認ください。</p> <p>積水ハウス不動産関西ウェブサイト http://www.sekiwakansai.co.jp</p>
--

<p>◎ お申込みの物件は何でお知りになりましたか? (該当項目にOをお願いします。)</p> <p>1 インターネットで探した (PC・携帯・スマートフォン) a. MAST-WEB関西版(積水ハウス不動産関西ホームページ) b. シャーミングドットコム(積水ハウスホームページ)</p> <p>2 c. 特約店ホームページ d. SUUMO等の賃貸情報ポータルサイト e. その他 ()</p> <p>3 ①及び②以外 ()</p>
--

◎ ご入居理由をお聞かせください	住居が狭い・通勤時間・環境・転勤・転職・就職・入学・結婚・離婚・その他 ()
● お申込み内容の確認	☆ 前記の申込内容に間違いありません。上記項目を確認・了承しました
【ご注意】	申込日 西暦 年 月 日
審査の結果、入居の申込みをお断りする場合がありますが理由の説明は致しません。予めご了承下さい。	申込人 氏名 ()
お申込み内容に虚偽の記載があった場合は、ご入居の前後に関わりなく、ご入居をお断りします。	



らくらくパートナーのお申し込みについて

Orico
株式会社オリコフォレントインシュア

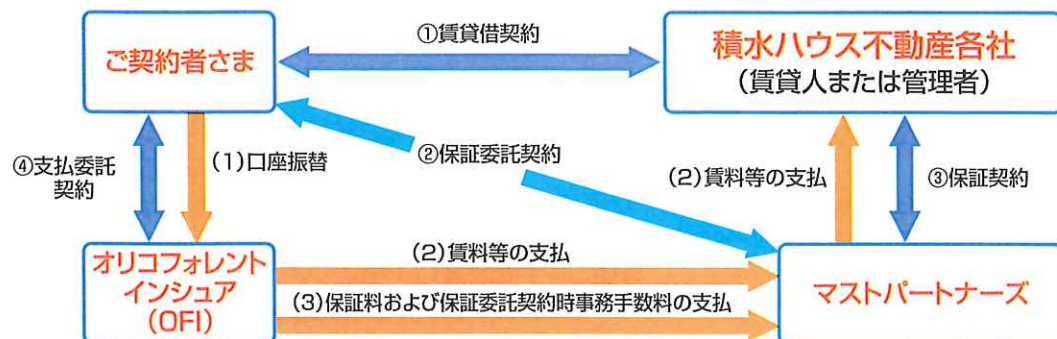
契約内容を明らかにした書面をよくご確認ください

- ・「契約内容を明らかにした書面」(「らくらくパートナーのお申し込みについて」、「個人情報のお取扱いについて」、「保証委託契約条項」、「個人情報の取扱いに関する条項」、「支払委託契約条項」、「お客さま控」[E])をよくお読みください。
- ・申込書兼契約書となっておりますので、ご記入は丁寧をお願いいたします。
- ・賃貸借契約にもとづいた契約となりますので、賃貸借契約が締結されない場合、本契約は無効となります。

らくらくパートナー(支払委託契約)(保証委託契約)の概要について

- ・らくらくパートナー(以下、当商品といいます)は株式会社オリコフォレントインシュアと賃料等の支払委託契約を締結し、同時にマストパートナーズ株式会社と保証委託契約を締結することで連帯保証人を免除して賃貸借契約をご契約いただけます。
- ・賃料等および保証料等のお支払いは口座振替のしくみを利用して株式会社オリコフォレントインシュア(略称OFI)にお支払いいただきます。

取引形態図



当商品の概要

- ①ご契約者さまは、賃貸人または管理者と賃貸借契約を締結し、賃料等を負担します。
- ②ご契約者さまは、賃料等の賃貸人または管理者へのお支払いについて、マストパートナーズ株式会社に賃料等の支払債務につき連帯保証を委託し、保証料および保証委託契約時事務手数料を負担します。
- ③マストパートナーズ株式会社は、積水ハウス不動産各社と保証契約を締結します。
- ④ご契約者さまは、賃料等、保証料および保証委託契約時事務手数料のお支払いを、株式会社オリコフォレントインシュアに委託します。(株式会社オリコフォレントインシュアと支払委託契約を締結します。)

お支払いの流れ

- (1) 毎月の賃料等は、積水ハウス不動産各社からマストパートナーズ株式会社経由の請求にもとづき、ご契約者さま本人名義の指定預金口座から、株式会社オリコフォレントインシュアが毎月27日に口座振替いたします。(金融機関が休業日の場合は、その翌営業日になります。)
手続きが完了しない場合は振込または、コンビニ支払いがキでのお支払いになります。(振込手数料はご契約者さまのご負担となります。)
- (2) 株式会社オリコフォレントインシュアは、毎月の賃料等を積水ハウス不動産各社へお支払いいたします。
(株式会社オリコフォレントインシュアは積水ハウス不動産各社から代理受領権を付与されたマストパートナーズ株式会社にお支払いし、その後マストパートナーズ株式会社から積水ハウス不動産各社にお支払いされます。)
- (3) 株式会社オリコフォレントインシュアは、保証料および保証委託契約時事務手数料をマストパートナーズ株式会社にお支払いいたします。

更新・解約・終了について

- A. 賃貸借契約を期間満了によって更新される場合
期間満了日までに、必ず積水ハウス不動産各社にご連絡のうえ、賃貸人と賃貸借契約の更新手続きを完了してください。
当商品も賃貸借契約にもとづいての契約期間となります。
- B. 退去(賃貸借契約の終了)をされる場合
退去される場合は、賃貸人の指定した期日までに、積水ハウス不動産各社宛に指定の方法にて申し出てください。
申し出の期間により口座振替が止められない場合がございます。退去連絡は積水ハウス不動産各社のみで構いません。
- C. 保証委託契約は積水ハウス不動産各社の承認が無い場合は解約できません。
- D. 積水ハウス不動産と物件所有者の貸室賃貸借契約または管理契約が終了した時は本契約も終了となります。

ご契約の内容について

・マストパートナーズ株式会社との契約について

商品内容	らくらくパートナー(保証委託契約)
利用対象	積水ハウス不動産各社の管理する居住用賃貸住宅に入居される個人(入居者以外の方との契約はできません。)
利用範囲	賃料、共益費、管理費、駐車場等使用料、町内会費、CATV代、安心サポート24、公共料金・更新料等変動費等の賃料等合計額20,000円～500,000円まで。
連帯保証人	不要 ※賃貸借契約のお取扱条件につきましては、積水ハウス不動産各社により異なります。 詳しくはお取次店におたずねください。
保証料/手数料	保証料(毎月)は賃料等合計額の1.0%となります。 保証委託契約時事務手数料として、別途22,000円/件(税込)をご負担いただきます。 保証委託契約時事務手数料は初回、保証料は毎月の賃料等ご請求時に合わせて請求となります。
賃料等・保証料・保証委託契約時事務手数料のお支払方法	ご契約者さまが契約される株式会社オリコフォレントインシュアとの支払委託契約にもとづきお支払いいただきます。賃料等のお支払いは口座振替のため、領収書の発行はいたしません。通帳の記帳でご確認ください。請求書は株式会社オリコフォレントインシュアが毎月発行するお支払案内書と代えさせていただきます。

・株式会社オリコフォレントインシュアとの契約について

商品内容	らくらくパートナー(支払委託契約)
賃料等のお支払方法	①お支払方法は口座振替となります。なお、カード決済はご利用いただけません。 ②口座振替はご契約者さまご自身の銀行、信用金庫等の口座がご利用できます。(一部ご利用にできない金融機関がございます。) ③口座振替の結果を問わず、株式会社オリコフォレントインシュアが賃料等の支払委託契約にもとづき積水ハウス不動産各社に賃料等の同等額をご契約者さまに代わってお支払いいたします。(注)引落しができないときは速やかに株式会社オリコフォレントインシュアへお振込をお願いいたします。(その際の振込手数料はご契約者さまのご負担となります。) ④毎月27日に翌月分の賃料等の引落しとなります。(例)10月分家賃→9月27日引落し

ご注意とお願い

- ①「申込書」の中でご不明な点やご相談がありましたら、次の会社へお問合わせください。
 - ・賃貸借契約については積水ハウス不動産各社へ。
 - ・保証委託契約については、マストパートナーズ株式会社へ。
 - ・支払委託契約(お支払いに関すること)については、株式会社オリコフォレントインシュアへ。
- ②口座振替手続きに不備がありますと引落しできません。通帳をご確認のうえ、正しく記入・捺印してください。不備の場合、振込での支払いになります。その際の振込手数料はご契約者さまのご負担となります。また、口座振替依頼書を速やかに再提出してください。
- ③口座振替はお客さまのご希望にそえない場合があります。
- ④契約内容を明らかにした書面は大切に保管しておいてください。なお、ご提出いただいた申込書等は、契約の成立、不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。
※連絡事項等を速やかにお伝えするために、入居後電話の設置、変更をされましたら必ず積水ハウス不動産各社および株式会社オリコフォレントインシュアへご一報くださるようお願いいたします。
- ⑤契約はお客さまご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払責任がございます。どんなに親しい人から頼まれても、他人に名義を貸すのは絶対におやめください。
- ⑥株式会社オリコフォレントインシュアとの支払委託契約に関して、お客さまの個人情報が個人情報機関に「カード商品」または別途個人信用情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは「個人情報の取扱いに関する条項」をご参照ください。

マストパートナーズ株式会社 申込受付センター	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 ☎ 0120-200-752 10:00～18:00 年末年始休
株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談室	〒108-8555 東京都港区芝浦4丁目9番25号 ☎ 0570-030-733 10:00～19:00 土日祝休
積水ハウス不動産各社	賃貸借契約書をご確認ください。

個人情報のお取り扱いについて

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用頂けるよう、お客様の個人情報の取扱いについて以下のように定めます。

1.個人情報の取得、利用、保有

弊社は、サービスのご提供にあたり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。

- a.氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書に記入いただいた事項およびご申告いただいた事項
- b.申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項
- c.ご契約に基づくお客様のお支払状況・履歴などに関する事項

2.個人情報の利用目的

弊社は、個人情報の取扱いにあたり、利用目的を特定し、公表又はご本人へご通知します。取得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。

あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていただく場合は、利用目的、利用方法、利用範囲等の内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。

- a.不動産賃貸借における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のため
- b.ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のため
- c.市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査等のため
- d.その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3.個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。

- a.お客様等から予め同意を得ているとき。
- b.公的機関から法令に基づき開示の要請があった場合。
- c.人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であってお客様等の同意を得ることが困難であるとき。
- d.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
- e.地方公共団体を含む公的機関またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。

4.個人情報の委託について

弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合がございます。

業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ委託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、適切な弊社の監督の下で行うものとし、個人情報の保護に関しましては、ご本人に対し、弊社が直接管理責任を負います。委託業務完了後は、委託した個人情報は適切な時期に安全に回収又は消去します。

5.個人情報に関するお客様の権利

(1)個人情報に関するお客様の権利

お客様は、ご本人に関する個人情報に関して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去及び第三者への提供の停止（以下併せて「開示等」といいます。）のご請求が可能です。

ただし、委託を受けている情報等弊社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限られますので、ご了承願います。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨適切にご説明申し上げます。

(2)開示等のお申し出先

開示等のお申し出は、下記の問い合わせ窓口にて承ります。

問い合わせ窓口：個人情報相談窓口

問い合わせ方法：弊社への来社、郵送、電話、電子メールでお受けいたします。

なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。

月・火・水・木・金曜日 ※祝祭日、定休日等を除きます。

(午前)9:30~12:00 (午後)13:00~17:00

住所：〒151-0053 渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー

電話番号：03-5352-0311

電子メールアドレス：cs-mp@mastpartners.co.jp

(3)請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについて

ご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させて頂くため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備頂く等、ご協力をお願いいたします。

a.運転免許証、パスポート等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合

b.ご請求書への実印のご押印と印鑑証明書のご提出

c.弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等

d.弊社担当者の訪問と面談

e.その他適切な方法

代理人による場合は、代理人自身であることに加え法定代理人であること（戸籍抄本等の原本の提出）や委任を受けていること（実印による委任状と当該実印の印鑑証明書の提出）の確認が必要となります。

(4)ご報告、ご対応時期

弊社では、お客様からの請求を受領後、原則10営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明を申し上げます。

(5)手数料について

あらかじめ本人確認等の適切なご準備を頂いているご請求に対しましては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まる限り、手数料は頂きません。

(6)弊社からのご連絡

上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げます。

(7)請求書及び添付書類のご返却

ご提出頂きました請求書や添付書類等につきましてはご返却いたしません。

(8)当社の所属する認定個人情報保護団体の名称及び苦情及びご相談の申出先

1 認定個人情報保護団体の名称：一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

2 苦情解決の連絡先：個人情報保護苦情相談室

住所：〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

電話番号：03-5860-7565

0120-700-779

6.個人情報をご提供いただけない場合について

書面へのご記入、Webへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。

ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービスの提供が行えない場合がございますので、ご了承下さい。

7.個人情報保護管理責任者

弊社は、弊社が保有する個人情報を適切に管理する責任者として、以下の者を個人情報保護管理者に指名します。

個人情報保護管理者：保証事業推進部長

連絡先：前述の個人情報相談窓口までご連絡ください。

保証委託契約条項

ご契約者(以下「甲」という。)とマストパートナーズ株式会社(以下「乙」という。)は、甲と積水ハウス不動産東北株式会社、積水ハウス不動産東京株式会社、積水ハウス不動産中部株式会社、積水ハウス不動産関西株式会社、積水ハウス不動産中国四国株式会社、積水ハウス不動産九州株式会社(以下「賃貸人」という。))との間の、保証委託契約利用契約書(以下「本契約書」という。)記載の物件を賃借又は管理することを定めた契約(以下「原契約」という。)に基づき賃貸人に対して支払う賃料、共益費、管理費、駐車場等使用料、町内会費、CATV代、安心サポート24、公共料金・更新料等変動費等(以下「賃料等」という。)に関し、その支払及び支払債務の保証を甲が乙に委託する契約(以下「本契約」という。)を締結するものとします。

第1条(委託) 甲は、原契約に基づく賃貸人に対する賃料等の支払を乙に委託します。また、原契約に定める賃料等の債務につき、乙に連帯保証を委託するものとします。

第2条(本契約の成立) 本契約は、乙が所定の手続きをもって承認し、賃貸人を通じて甲に通知したときをもって成立するものとします。なお、原契約が成立しなかったときは、本契約も遡って成立しなかったものとします。

第3条(契約期間) 本契約の期間は、前条による乙の承認の日から原契約の期間満了の時までとします。但し、原契約を更新する場合、期間満了の2ヶ月前までに甲より書面による意思表示がない限り、本契約も同一の条件で更新されるものとします。

第4条(保証委託契約時事務手数料・保証料) 甲は、本契約の取扱いにかかる本契約書記載の保証委託契約時事務手数料並びに本契約書記載の保証料を乙に支払うものとします。

第5条(賃料等、手数料の支払方法) 甲は、賃貸人から賃料等の代理受領権限を付与された乙に対し、賃貸人並びに乙が提携するクレジット会社(以下「提携会社」という。)を利用し賃料等を支払うものとします。この場合の支払方法は、提携会社の会員規約に従うものとします。また、乙は、甲より収納した賃料等を賃貸人に支払うものとします。(2)甲は、提携会社が利用できない場合、又は利用しない場合は、口座振替その他乙が指定する方法に従い、賃料等を支払うものとします。(3)甲は、本条第一項並びに前項の支払方法に準じ、本契約の保証委託契約時事務手数料並びに保証料を乙に支払うものとします。

第6条(保証債務の範囲) 本契約の保証債務の対象は、原契約に基づき甲が負担する以下の各号に定める費用とします。①賃料等。②退去時の残置物撤去費用。③退去時の原状回復費用。(2)前項の定めにかかわらず、以下の各号に定める債務は、保証の対象とならないものとします。①前項各号に定める債務の履行を遅延した場合の違約金、遅延損害金の支払債務。②原契約に基づき甲が負担する損害賠償債務。

第7条(譲渡担保) 甲は、本契約に基づき乙に対して現に負担し、又は将来負担する一切の債務を担保するため、甲が賃貸人に対して取得する次の各号の債権を乙に譲渡することを異議なく承諾するものとします。①本契約書記載の物件明渡時の敷金・保証金の返還請求権。②本契約書記載の物件明渡日以降の前払賃料等の返還請求権。

第8条(事前求償権の行使) 甲は、次の各号の一つにでも該当するときは、乙が保証債務を履行していなくても、本契約上甲が乙に負担すべき債務額について、乙が甲にあらかじめ求償権を行使しても異議ないものとします。①契約上の債務について1回でも不履行があったとき。②原契約に違反し、又は原契約が解約され、本契約書記載の物件からの退去、又は本契約書記載の物件の明渡しを求められたとき。③差押え、仮差押え、仮処分等の申立てを受けたとき。④滞納処分を受けたとき。⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受けたとき、又は自らこれの申立てをしたとき。⑥乙に対し負担する他の債務が延滞したとき。⑦乙に対し虚偽の申出をし、又は虚偽の書類を提出したとき。⑧逃亡、行方不明又は刑事上の訴追を受けたとき。⑨賃貸人に何ら連絡することなく、継続して1ヶ月をこえて本契約書記載の物件を不在にしたとき。⑩諸般の事情から甲に原契約を継続する意思がないと認められる状況となったとき。⑪その他甲が本契約に違反したとき、又は甲の信用状態が悪化したとき。(2)甲は、乙が前項により求償権を行使する場合、民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとします。担保を提供している場合でも、事前に求償権を行使されても異議ないものとします。

第9条(保証債務の履行) 前条第一項の各号に該当する場合、又は乙に対する賃料等の支払を滞納した場合、乙は、事前の通知催告なくして賃貸人に対し、保証債務の全部又は一部を履行することができるものとします。(2)乙が保証債務の全部又は一部を履行した場合、甲は、乙の履行した保証債務の弁済額、その他本約款に基づき甲が乙に負担する一切の債務を、乙に対し直ちに支払うものとします。(3)甲は、乙に対し、甲が賃貸人に対し負担する保証債務の履行、並びにその増加を防止する義務を負うものとします。

第10条(遅延損害金) 甲は、保証債務を履行した翌日から、完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に対して支払うものとします。

第11条(本契約の失効) 乙は、次の各号に該当する場合、本契約を解除できるものとします。①甲が賃貸人に対する賃料等の支払を遅延したとき。②原契約が解約、取消、その他の事由により終了又は本契約書記載の物件が変更、滅失したとき。③賃貸人が変更又は賃料等の受領権を失ったとき。

第12条(反社会的勢力の排除) 甲(甲が法人にあってはその代表者を含む)は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にあっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)甲は、自ら(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)甲が、暴力団員等又は本条第一項各号に該当した場合、又は前項各号の何れかに該当する行為をし、又は本条第一項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、乙に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、甲は、甲に損害が生じたときでも、乙に対し何らの請求をしないものとします。

第13条(紛議) 甲は、原契約について紛議が生じた場合は、自らの責任において賃貸人と解決するものとします。(2)甲は、賃料等に関する支払を停止する正当な事由があるときは、乙に対して、事前に書面をもって依頼できるものとします。(3)甲は、乙に対する前項の通知を怠ったことにより、乙が本契約に基づき、保証債務を履行した場合、甲は、この紛議を理由に乙に対して負担する求償債務の履行を拒むことができないものとします。

第14条(延滞情報の通知) 甲は、本契約に基づいて乙に対し負担する債務の支払を延滞したときは、本契約及び原契約に基づく権利を行使し、又は義務を履行するために、乙がこの延滞情報を賃貸人に通知しても何ら異議を述べないものとします。

第15条(届出事項の変更・通知・調査) 甲は、氏名、住所、電話番号、勤務先等、乙に届け出た本契約書記載の記載事項を変更したときは、遅滞なく乙所定の書面をもって乙に通知するものとします。(2)甲は、前項の氏名、住所等の変更通知を怠ったことにより、乙から通知又は送付書類等が延着又は不到着となっても、乙が通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前項の住所の変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。(3)甲は、新たに電話を設置し、又は電話番号を変更した場合は、乙所定の書面により速やかに乙に通知するものとします。(4)甲は、その財産、収入及び信用等を乙又は乙の委託する者が調査しても、何ら異議を述べないものとします。

第16条(費用負担) 甲は、次の各号の費用を負担するものとします。①甲の乙に対する債務の支払に要する送金手数料等。②甲が賃料等の支払を遅滞したことにより、乙が再度金融機関に口座振替等の手続きをしたとき、又は乙が甲に振込用紙を送付したときは、各手続き1回につき300円に消費税等を加算した金額。③甲が賃料等の遅滞等甲の責めに帰すべき事由により、乙が訪問集金をしたときは、1回につき1,000円に消費税等を加算した金額。④乙が甲に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。(2)甲は、乙に支払う費用について、公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、当該公租公課相当額又は増額分を負担するものとします。(3)甲は、本契約書記載の物件の明渡しに関し、賃貸人及び乙が訴訟手続きに要した費用(弁護士費用、訴訟費用、強制執行費用等)を負担するものとします。

第17条(管轄の合意) 甲は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかに拘わらず、乙の本社、各支店、各営業所、各センターの所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【お問合せ先】

- 賃貸借契約に関するお問合せは、本契約書記載の賃貸人にご連絡ください。
- 本契約に関するお問合せは、下記マストパートナーズ株式会社にお問合せください。

◆申込受付センター

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー

電話番号：0120-200-752

受付時間：9：00～18：00 (年末年始休)

個人情報の取扱いに関する条項

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報(変更後の情報を含む)
- ②本契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③本契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び特別永住者証明書、在留カード等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条(個人情報の利用目的)

(1)当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①本契約の締結可否の判断のため
- ②本契約の締結及び履行のため
- ③本契約に基づく立替金請求権及び求償権等の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑧上記①から⑦の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第3条(個人情報の第三者への提供)

(1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(2)申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

- ①第2条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、保険会社等付帯サービス提供会社若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他かかるべき第三者に対し提供すること
- ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第4条(第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第5条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ)(当社が加盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という)及び加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2)申込者等は、申込者等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申込をした事実		当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中及び契約終了後5年間

(3)加盟信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問合せ先:0120-810-414 ホームページアドレス: <https://www.cic.co.jp/>
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(4)提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問合せ先:03-3214-5020 ホームページアドレス: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

●株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
お問合せ先:0570-055-955 ホームページアドレス: <https://www.jicc.co.jp/>
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(5)当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

第6条(個人情報の当社への提供)

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第2条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条(個人情報の開示、訂正等及び利用停止等)

(1)当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。

(2)開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第17条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

第8条(個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、本契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条(必要情報の提出)

申込者等は、本契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む)を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条(個人情報提供の任意性)

当社は、申込者等が本契約に必要な個人情報を提供しない場合には、本契約の締結をお断りすることがあります。

第11条(審査結果)

申込者等は、本契約の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条(個人情報の管理)

(1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

(2)当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条(個人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条(統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条(本条項の改定)

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第16条(個人情報管理責任者)

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

第17条(問合せ窓口)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号:0570-030-733

受付時間:月曜日～金曜日(祝日除く)10:00～19:00

※通話内容(当社からの連絡を含む)につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

お客さまへ必ずお渡しください。

支払委託契約条項

申込者は、以下の条項を承認の上、株式会社オリコフォレントインシュア(以下「会社」という)に対し、申込者が別紙記載の賃貸人(以下「賃貸人」という)から賃借する別紙記載の物件(以下「物件」という)の賃料等を別紙記載の支払先(以下「支払先」という)に支払うこと、並びに、申込者が別紙記載の保証会社(以下「保証会社」という)と締結する保証委託契約(以下「保証委託契約」という)に基づき負担する保証料及び保証委託契約時事務手数料(以下「保証料等」という)を保証会社に支払うことを委託(以下「本契約」という)します。

第1条(契約成立時期) 本契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、支払先に通知した時に成立するものとします。

第2条(賃料等の支払委託) (1)申込者は、会社に対し、別紙記載の賃料等を会社が申込者に代わって支払先に支払うことを委託します。尚、この支払先とは、申込者に物件を賃貸している賃貸人又は賃貸人から賃料等の集金業務を受託する者をいい、これらを総称して以下「賃貸人等」といいます。(2)申込者が物件における各種の変動費用を本契約の対象とするときは、申込者は、会社に対し、変動費用を会社が申込者に代わって賃貸人等に支払うことを委託します。尚、この場合の支払委託額は、賃貸人等から会社に通知のあった額とします。(3)前2項の賃料等及び変動費用(賃貸借契約終了日から物件明渡日までの間に発生する当該費用相当額を含む。これらを総称して以下「賃料等」という)の支払債務に係る会社から賃貸人等に対する支払いに関し、その支払時期を、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とすること、及び会社が賃貸人等から賃料等の受領にかかる一切の代理権限を付与された保証会社に支払うことに申込者は異議ないものとします。

第3条(支払方法) (1)申込者は、会社に対し、賃料等及び保証料等を別紙記載の支払方法により支払います。(2)申込者がコンビニエンスストアの収納代行を利用して賃料等及び保証料等を支払ったときは、コンビニエンスストアが賃料等及び保証料等を受領したことにより、会社への支払いがなされたものとします。

第4条(届出事項の変更・調査) (1)申込者は、物件に入居後、電話を設置したときは、速やかに電話番号を会社に届出するものとします。(2)申込者は、氏名、住所、電話番号、支払口座等、会社に届出した別紙記載の事項を変更したとき、もしくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社に通知します。(3)申込者は、前2項の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(4)申込者は、その財産、収入、信用等を会社又は会社の委託する者が調査しても異議ないものとします。

第5条(反社会的勢力の排除) (1)申込者は、申込者(申込者が法人にあってはその代表者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)申込者は、自ら(申込者が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)申込者が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも、会社に対し何らの請求をしないものとします。

第6条(費用負担) 申込者は、次の費用を負担します。①会社に対する各費用の支払いに要する費用は、実費。②申込者が各費用の支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円(税別)。③会社が訪問集金したときは、1回につ

き1,000円(税別)。④会社が申込者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は、実費。⑤本契約又は本契約に基づく費用・手数料に課される一切の公租公課。⑥会社から申込者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円～800円(税別)。

第7条(紛議) (1)申込者は、賃貸借契約並びに保証委託契約について紛議が生じたときは、自らの責任において賃貸人等及び保証会社と解決に努めるものとします。(2)申込者は、賃料等及び保証料等に関する支払いを停止する正当な事由があるときは、会社に対し書面をもってその支払いの停止を依頼することができるものとします。(3)申込者が前項の連絡を怠り、そのため会社において紛議の事実を知らずに賃貸人等に対し賃料等及び保証料等を支払った場合、申込者は、この紛議を理由に会社に対する支払いを拒むことができないものとします。

第8条(賃料等、保証料等の変更) 次の各号に定める事由により賃料等及び保証料等が変更されたときは、申込者が会社に支払いを委託する賃料等及び保証料等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取交わしは行わないものとします。但し、申込者に当該変更について異議があるときは、前条(2)に基づき処理するものとします。尚、申込者は、会社から変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。①賃料等及び保証料等の改定。②新たな賃料等及び保証料等の発生又は消滅。③消費税法その他の税法により、賃料等もしくは保証料等に関して、賃貸人及び保証会社が納税義務者となったとき、又は当該税法で定める税率もしくは課税範囲の変更があったとき。

第9条(遅延損害金) 申込者は、会社に対する各費用の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第10条(支払停止) (1)会社は、次の各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約に基づく賃貸人等及び保証会社への賃料等及び保証料等の支払いを停止することができるものとします。①申込者が、会社に対する賃料等及び保証料等の支払いを遅滞し、賃貸人等及び保証会社と会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。②賃貸人等及び保証会社が、申込者の負担する賃料等及び保証料等の受領権限を失ったとき。③賃貸借契約及び保証委託契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。④賃貸人等及び保証会社と会社との本契約に関する契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。⑤申込者への通知又は連絡が不能と会社が判断したとき。⑥申込者が本契約に違反するなど相当な事由が生じたとき。(2)会社は、前項各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約を解除することができるものとします。尚、本契約が解除されたときといえども、本契約に基づく申込者の会社に対する支払債務が存するときは、当該債務について本契約の各条項が適用されるものとします。(3)申込者は、賃貸借契約及び保証委託契約が終了しかつ物件を明渡すまでの期間については、本契約を解約することができないものとします。

第11条(返還敷金等による弁済) (1)物件の明渡時に、申込者が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務が存するときは、申込者が物件の明渡時に返還を受けることを条件に賃貸人に差し入れた敷金、保証金その他の金員(以下「敷金等」という)を、会社が申込者に代理して受領することを申込者は予め認めるものとします。(2)会社は、前項に基づき受領した敷金等を申込者が会社に対して負担する支払債務に充当することができるものとします。(3)申込者は、次の各号の行為を行わないものとします。①敷金等の返還請求権を第三者に譲渡、質入又は担保提供等すること。②第1項の会社への代理受領の委任を解除したり、第三者に代理受領を委任すること。

第12条(定期借家等) 物件にかかる賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借又は期限付賃貸借であり、賃貸借期間終了後に物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」という)を締結する場合は、会社が申込者に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差入れられた敷金等の代理受領については、第11条を準用するものとします。

第13条(延滞情報の通知) 申込者は、本契約に基づき会社に対し負担する債務の支払いを遅滞したときは、本契約、賃貸借契約及び保証委託契約に基づく権利を行使し、又は義務を履行するために、会社がその延滞情報を賃貸人等又は保証会社に通知しても異議ないものとします。

第14条(合意管轄裁判所) 申込者は、本契約について会社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者の住所地、物件所在地及び会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

株式会社オリコフォレントインシュア

相談窓口 お客様相談室 〒108-8555 東京都港区芝浦4丁目9番地25 ☎0570-030-733

記入例

ご記入いただいたものがそのまま契約書になりますので審査時から空欄、間違えのないよう完全記入でお願いいたします。

ご注意

必ずご本人さまの直筆でお願いします。(代筆不可)
 ※二重書き・不鮮明・修正テープの使用・消せるボールペンの使用は、契約書が無効となり書き直しとなります。
 ※「お名前(フリガナ)」と「生年月日」の訂正はできません。改めて書き直ししていただきますようお願いいたします。
 それ以外の訂正は、二重線を引き、ご契約印と同じ印で訂正印を押ししてください。
 ※各所フリガナも必ずご記入ください。
 ※お支払口座の訂正印は金融機関のお届出印となります。

ご入居者=ご契約者での契約となります。
 ※未成年、学生は親権者がご契約者となります。
 赤色太枠内は訂正印での訂正ができませんのでご注意ください。

黄色の記入部分はフリガナを含め、もれなくご記入ください。

配偶者および婚約者に収入がある場合はご記入ください。
 転職の場合は転職先を記入して採用証明書を添付してください。

お支払口座ご記入は次ページとなります。

審査上、書類による本人確認が必要となります。※マイナンバー関係の書類添付がある場合、お申し込みの受付ができません。

本人確認書類	運転免許証	住所変更がある場合は、裏面も必要	住所相違の場合、現住所が記載されている下記書類のうちいずれか1点のコピーをFAX申込時に添付願います。 ※領収日または発行日から6ヵ月以内のものに限ります。 ○国税または地方税の領収書、納税証明書で現住所が記載されているもの ○国または官公庁が発行した書類で、氏名、現住所が記載されているもの ○社会保険料の領収書で現住所が記載されているもの ○公共料金の領収書(電気・都市ガス・水道・NTT固定・NHK)で現住所が記載されているもの ○住民票写
	運転経歴証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要	
	パスポート	顔写真入りページおよびご住所ページ	
	各種健康保険証	お申込人ご本人のお名前・ご住所・生年月日のページ	
	在留カード	①原則、在留期間が賃貸借契約の契約期間以上ある場合が対象(また左記の条件で更新が可能な場合も含む) ②在留資格が永住者のみ	
	特別永住者証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要	
	各種年金手帳	別途身分証明書を添付していただく場合があります	
	住民基本台帳カード	申込住所記載のものに限る	

別紙「らくらくパートナーのお申し込みについて」「個人情報のお取り扱いについて」「保証委託契約条項」「個人情報の取扱いに関する条項」「支払委託契約条項」を必ずお受け取りになり、1枚目[A]と3枚目[C]に同じ印鑑で押印ください。

※二重書き・不鮮明・修正テープの使用・消せるボールペンの使用は、契約書が無効となり書き直しとなります。
 ※1枚目[C]と3枚目[C]に同じ印鑑で押印ください。

らくらくパートナー利用契約書(支払委託契約利用契約書)

契約書は、株式会社オリコフォレントインシュアと契約する支払委託契約の内容の説明を参照し、裏面記載の「支払委託契約条項」を承諾し、「個人情報の取扱いに関する条項」に同意の上、本契約を申し込みます。

私(申込者(契約者含む))は、以下お申し込みに関するお客さま受取書面を確かに受領しました。

(受取書面) ①らくらくパートナー利用申込書(支払委託契約利用申込書)(保証委託契約利用申込書) ②個人情報の取扱いに関する条項オリコフォレントインシュア用(3)および支払委託契約条項オリコフォレントインシュア用(4)

契約印を裏面に受領印
 ※3枚目[C]も押印

契約(承認)年月日 2000年△月×日
 株式会社オリコフォレントインシュア
 本社/東京都港区芝浦4丁目9番25号

契約期間 自 2000年11月1日 至 20△△年10月31日
 賃料支払区分 前払

入居予定者
 1 契約者のみ
 2 契約者(専任住人)および家族
 3 入居者以外の方と同居できる場合(別件申請)
 ・配偶者・子供(2)人
 ・婚約者・その他
 ・学生(学校名)
 ・未成年の子供の就業
 ・親の世話(父・母)

賃借内容
 *物件名 シャーメゾン代々木 (203号室)
 *所在地 東京都渋谷区代々木0-0-0
 入居者コード 部屋 12345678901234 駐車場 98765432109876

毎月のお支払内容(円)
 ①賃料 120000
 ②共益費・管理費 5000
 ③駐車場等使用料 10000
 ④室内会費、CATV代、安心サポート24等
 ⑤変動費用(公共料金・更新料等)
 ⑥保証料 (①+②+③+④+⑤)×1.0%
 ⑦毎月のお支払金額合計 ①+②+③+④+⑤+⑥

契約時のお支払内容
 通常契約 22,000円(税込)
 特別契約 11,000円(税込)

お支払内容
 初回支払対象 支払日の翌月分賃料等および保証料
 支払日 2000年11月27日
 お支払方法 口座振替 毎月のお支払日 27日

保証会社(⑥の保証料および⑥の保証委託契約料の手数料の受領先)
 マストパートナーズ株式会社
 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号

本人確認書類
 ①免許証 ②保険証 ③パスポート ④(マイナンバー関係の書類を添付する場合、お申し込みの受付ができません。)

記号番号 123456789012 発行者 東京都公安委員会
 確認日時 2000年△月×日 確認者(※氏名はフルネームで) 〇〇営業所
 〇〇時××分 氏名 △△〇〇

名称 〇〇不動産
 住所 東京都練馬区小泉町×-〇-〇
 電話 〇〇-XXXX-△△△△
 FAX 〇〇-XXXX-△△△△
 担当者 〇〇△△

※ご提出いただいた申込書等は、契約の成立・不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。

※元付け票等の記入をお願いします。

2020.02改 O13_2001_K.01_0034KA 20/02.38.160(9X5) MK

入居予定者について必ずご記入ください。
 学生は学校名もご記入ください。

ご契約者さま記入欄以外は、お取次店のご担当者がもれなく記入ください。

※1枚目㊦と3枚目㊧に同じ印鑑で押印ください。

らくらくパートナー利用契約書(支払委託契約利用契約書)



契約者は、株式会社オリコフォレントインシュアと契約する支払委託契約の内容の説明を理解し、裏面記載の「支払委託契約条項」を承認、「個人情報の取扱いに関する条項」に同意のうえ、本契約を申し込みます。

私(申込者(契約者含む))は、以下お申し込みに関するお客さま受取書面を確かに受領しました。
 [受取書面] ①らくらくパートナー利用申込書(支払委託契約利用申込書)(保証委託契約利用申込書) ②個人情報の取扱いに関する条項オリコフォレントインシュア用(3)および支払委託契約条項オリコフォレントインシュア用(4)

☆複写になっていますので、強めにご記入ください。

お申込 西暦 年 月 日 OFI 契約 (承認) 番号 000100

契約者

*フリガナ (自署) 性別 * 電話 * 自宅 携帯 * 男・女

生年月日 * 昭・平 年 月 日 (歳)

ご住所 * 都道府県 マンション・アパート名 (号室)

住居 1 自己所有 3 社宅・官舎 5 賃貸マンション 7 アパート 居住年数 世帯人数 (本人含む) 2 家族所有 4 借家 6 公営・公団 8 寮 9 他 年 月 配帯者 無・有

入居理由 * 1 結婚 2 旧住居が狭い 3 転勤 4 転職 5 通勤時間 6 家賃が高い 7 建替え 8 環境 9 独立 10 就職 11 入学 (重複可) 12 単身赴任 13 単身赴任時の家族入居 99 その他()

お勤め先

種類 1 公務員 5 自営 年金 年取 (厚生・国民・共済) () 年取 本税 2 公的資格者 7 パート 収入 () 年取 込 3 会社員 10 派遣 収入 () 年取 人取 万円

お勤め先名称 * (内線) 所属 電話 * ()

所在地 * 都道府県

出向・派遣先の名称・電話

従業員数 1 5人未満 4 30人~ 7 300人~ 業種 1 小売 4 建築・工事 7 陸運 10 接客・娯楽 勤続年数 2 5人~ 5 50人~ 8 1,000人~ 2 サービス 5 不動産 8 製造 11 医療機関 年 月 3 10人~ 6 100人~ 3 教育 6 金融 9 飲食 12 他 年 月

ネット口座振替受付サービスを利用される場合はこちらにチェック

お支払口座

注)お支払口座を次ページ㊦金融機関用の口座振替依頼書に、直接ご記入・ご捺印ください。
 注)お支払口座は契約者ご本人さま名義の口座に限ります。(法人口座不可)
 ※印鑑相違、不鮮明等により口座登録が未完了の場合は、再度、口座振替依頼書のご提出をお願いします。
 なお、口座のご登録が間に合わない場合は振込用紙によるご入金をお願いする場合があります。(その際のお振込手数料はご契約者さまのご負担となります。)

契約者は、本申し込みにかかわる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社オリコフォレントインシュア(以下「当社」という)が必要と認められた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意します。

※承認月から6ヵ月以内に契約書のご提出がない場合は、再申し込みが必要となります。

契約 (承認) 年月日 西暦 20 年 月 日

お客さまがご契約される会社名
株式会社オリコフォレントインシュア
本社/東京都港区芝浦4丁目9番25号

賃貸借契約内容

賃貸期間 自 西暦 20 年 月 日 至 西暦 20 年 月 日

賃料支払区分 前払

入居予定者 1 契約者のみ 2 契約者(単身赴任含む)および家族等 (配偶者 ・ 子供 () 人) (婚約者 ・ その他 ()) 3 入居者以外の方とご契約できる場合(例外事例) (学生(学校名)) (未成年の子供の就業) (親の世話(父・母))

*物件名 *フリガナ (号室)

*所在地 都道府県

入居者コード 部屋 駐車場

お支払内容

毎月のお支払内容 (円)

①賃料	
②共益費・管理費	
③駐車場等使用料	
④町内会費、CATV代、安心サポート24等	
⑤変動費用(公共料金・更新料等)	料金支払先からの通知による金額
⑥保証料	(①+②+③+④+⑤)×1.0%
⑦毎月のお支払金額合計	①+②+③+④+⑤+⑥ 詳しくはOFIが毎月発行する「ご利用代金明細書」にてご確認ください。

契約時のお支払内容

通常契約 22,000円(税込)

特例契約 11,000円(税込)

保証委託契約時事務手数料

初回支払 支払対象 支払日 西暦 20 年 月 27 日

お支払方法 口座振替 毎月のお支払日 27 日

保証会社 (⑧の保証料および⑧の保証委託契約時事務手数料の受領者)
マストパートナーズ株式会社
東京都渋谷区代々木2丁目1番1号

※お支払は、毎月27日(非営業日の場合は翌金曜開業日)となりますので、期日の前日までにご入金ください。

本人確認書類

1.免許証 2.保険証 3.パスポート 4.()

※マイナンバー関係の書類添付がある場合、お申し込みの受付ができません。

記号番号 発行者

確認日時 確認者(※氏名はフルネームで)

西暦 20 年 月 日 所属 氏名

賃料等支払先(賃貸人または管理者)

積水ハウス不動産東北 宮城県仙台市青葉区本町2-16-10

積水ハウス不動産東京 東京都渋谷区代々木2-1-1

積水ハウス不動産中部 愛知県名古屋市中村区名駅4-24-16

積水ハウス不動産関西 大阪府大阪市北区大淀中1-1-30

積水ハウス不動産中国四国 広島県広島市中区小町1-25

積水ハウス不動産九州 福岡県福岡市博多区博多駅前3-26-29

営業部署 担当

取次店

名称 住所 電話 FAX 担当氏名

※必ずご記入ください。

〒 番 号

※ご提出いただいた申込書等は、契約の成立・不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。

赤色太枠内は訂正印での訂正ができません。改めて書き直しとなりますので、ご注意ください。それ以外の訂正は、契約印を押印し訂正してください。

(注)年金等で生活をされている方は、年金その他の収入欄と税込年収のみご記入ください。

らくらくパートナーをご利用のお客さま限定

「Elegant Gold」なら
家賃でおトクに
暮らすスマイルが
たまる!



Elegant Gold

暮らすスマイルとは…カードショッピング1,000円につき1スマイルたまるオリコカードポイントサービスです。
※オリコカードポイントサービス「暮らすスマイル」のポイントはスマイルで表されます。

↓ 交換商品例

たまったスマイルでいろいろなアイテムを手に入れよう!

400スマイルを オリコポイントに移行すると	200スマイルを オリコポイントに移行すると	200スマイルで
Amazonギフト券 2,000円分	楽天スーパーポイント 1,000ポイント	Tポイント 1,000ポイント

ポイントサービスの詳細はこちら

▶ <https://www.orico.co.jp/pointservice/>

※カードショッピングでたまったスマイルは、オリコポイントに移行できます。※オリコポイントとは、カードのご利用やオリコモール経由のショッピングなどでためて使えるお得なポイントサービスです。1オリコポイント=1円相当で、すぐに使えるギフト券や各種ポイントなどへ交換できます。オリコポイントのご利用には「オリコポイントゲートウェイ」の登録(無料)が必要です。くわしくはオリコWebサイトをご覧ください。※Amazonギフト券、楽天スーパーポイント、Tポイントへの交換は、スマイルをオリコポイントに移行してからご利用ください。※本プログラムは株式会社オリココーポレーションによる提供です。※Amazon、Amazon.co.jpおよびそのロゴはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

もれなく
おトク

新規ご入会者さま限定!ご入会だけでもらえる!

200スマイルプレゼント! (1スマイル=5オリコポイントに移行可能)
1,000オリコポイントに移行できます!

大きく
おトク

公共料金や携帯電話料金…毎月のお支払いやお買い物に利用すると!

1年間で1,200スマイルがたまる!
6,000オリコポイントに移行できます!

<ご利用例>

		毎月の支払い	1年間ご利用で	スマイル数
月額家賃合計(家賃・共益費・その他)		70,000円	840,000円	840スマイル
カード ショッピングの ご利用内容	公共料金・携帯電話等	20,000円	240,000円	240スマイル
	お食事・ショッピング等	10,000円	120,000円	120スマイル
合計		100,000円	1,200,000円	1,200スマイル

●家賃のお支払いは、カードでのご利用分とはならないため、ご利用代金明細書には記載されません。ただし、家賃のお支払い1,000円に対し、1スマイルがたまります。

<スマイルのご確認方法>

●カードご利用の際にお送りするご利用代金明細書またはeオリコサービスでご確認いただけます。

※カードご利用がない場合、家賃のご利用分のスマイルは、eオリコサービスでのみご確認いただけます。

「Elegant Gold」では、らくらくパートナーの家賃はお支払いいただけません。カード発行のお手続きは、第1回目の家賃口座振替請求後となります。「暮らすスマイル」は「Elegant Gold」カードがお手元に届いてからの付与となります。

Elegant Gold
受付窓口

受付時間/平日9:30~17:30(12月29日~1月4日は除く)
0120-505-977

よくある質問(FAQ)
はこちら

お客さまサポート

<https://www.orico.co.jp/support/>

安心サポート 24プラス



0120-574-5550

24時間365日受付

700円(税別) 756円(税込)

日常生活で起こりえるのが、住まい設備のトラブルです。トラブルが発生した場合、どこに電話していいのかわからないことや、深夜で管理会社に通じない、日中は仕事で連絡ができない等、困ったことはありませんか？そんな入居者の方からの声で生まれたサービスが「安心サポート24プラス」です。このサービスは、入居者様に代わり管理会社や補修業者へ連絡し、対応及び補修手配を行います。



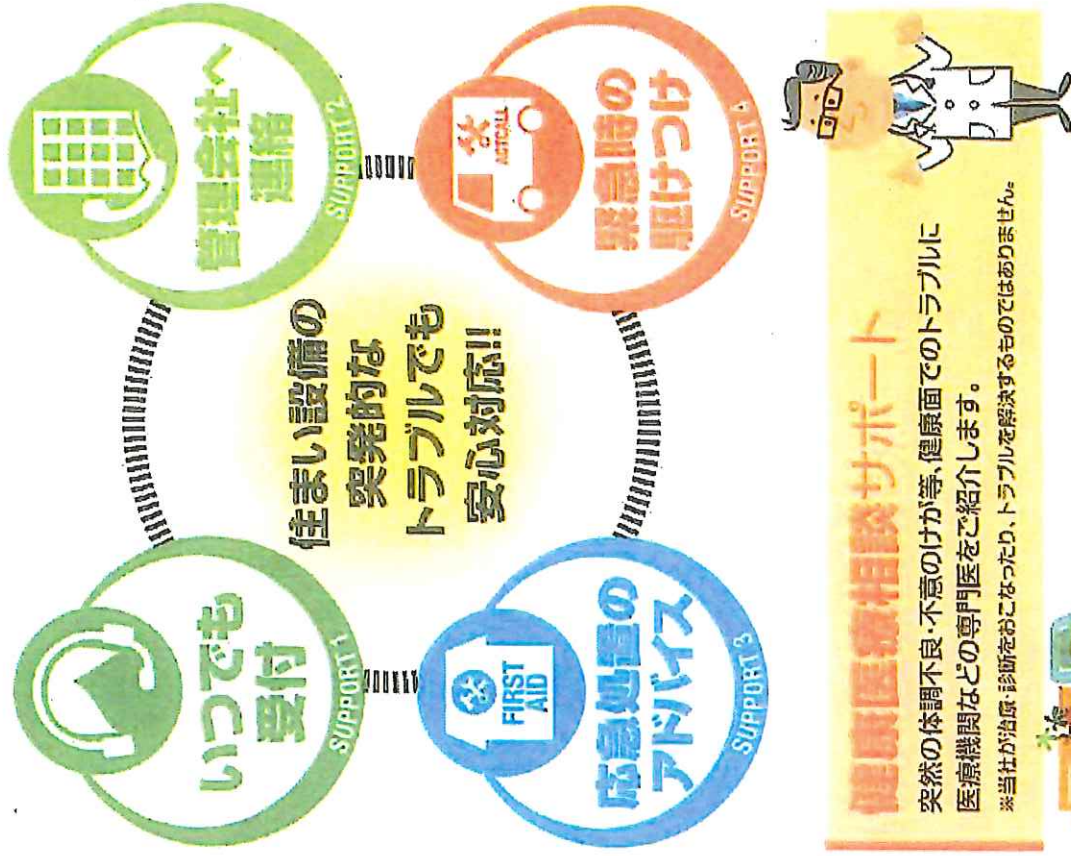
安心で、快適生活をパーフェクトサポート。

カギ のサポート <ul style="list-style-type: none"> ●錠をなくして、家に入れない ●内錠がかかって開かなくなった 	水回り のサポート <ul style="list-style-type: none"> ●トイレが詰まって流れない ●キッチンの排水が悪く、流れない
ガス のサポート <ul style="list-style-type: none"> ●ガスレンジが点火しない ●室内全水栓お湯が出ない 	ガラス のサポート <ul style="list-style-type: none"> ●突風でガラスが割れた ●空き巣被害でガラスが割られた
電気設備 のサポート <ul style="list-style-type: none"> ●洗濯でブレーカーが落ちた ●照明器具が管球交換しても点灯しない 	暮らし のサポート <ul style="list-style-type: none"> ●子どもと連絡がとれない

無料の範囲ってどのくらい？

入居者様利用により過失責任がある場合でも、緊急駆けつけによる基本料金 出張費 到着後60分の作業費用は(無料)です。但し、部品代や特殊な作業、自然損耗による補修又は交換による部品費用の発生する場合は、事前に利用業者又は管理会社に作業内容及び費用額の説明、確認をさせていただいてから作業を行います。作業終了後に突如高額な費用請求等される心配はありません。

※利用者の故意過失によるトラブルで部材代・特殊作業費が発生した場合は、利用致様の自己負担となります。※60分を超えて作業の場合、10分毎に1,500円(税別)の延長手数料が必要となります。※地域や作業内容によっては、即日対応が出来ない場合や、作業員が現地到着まで時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。※鹿児島や山形地域など一部対応が出来ない場合がございます。※トラブル内容によっては、利用皆様ご本人から警察や専門機関に対応をお願いする場合がございます。詳しくは、サービス利用規約をご覧ください。



健康医療相談サポート

突然の体調不良・不意のけが等、健康面でのトラブルに医療機関などの専門医をご紹介します。

※当社が治療・診断をおこなったり、トラブルを解決するものではありません。

盗難転居サポート

空き巣の被害に会い同じ部屋に住みたくな...そんな方へ新しい部屋での再出発のための資金10万円をバックアップします。

※会員規約に基づき、室内において侵入盗難被害に遭われ、お引越される場合のみ適用されます。

PlusA 優待サービス

ホテルや温泉、ゴルフ、レジャーなど、

全国約8,500施設が格安メンバー料金で

ご利用いただける会員優先メンバーシップです。



<http://actcall.fc-club.com/>

登録コード 20050127

ケータイからも簡単にご覧いただけます▶



FCクラブ事務局

FAX:0120-444-736

MAST物件専用

MASTコンタクトセンターでは、

ブロードバンドサービス・引越し・ウォーターサーバーについてお電話にて御案内させて頂いております。

MAST(積和不動産グループ管理物件)にご入居の皆様へ

各種サービスご案内受付票

入居希望日	年	月	日	(賃料発生日)		
入居先物件番号	コード					
入居先物件名				棟		号室
フリガナ						
お名前						
引越前住所	〒					
連絡先						連絡希望日
連絡のつきやすい時間帯						
※引越の案内をご希望される場合、マンション名まで必ずご記入下さい。						
					月	日

案内をご希望されない項目にチェックして下さい

インターネット
 ウォーターサーバー
 引越し

特約店様記入欄 ※御紹介頂いたMAST特約店様を確認できるように、必ず下記に記入をお願いします。

特約店コード	店名	
担当者名	連絡先	

↑ 上記特約店様とは別に、直接入居者様へお部屋を紹介された店舗様がある場合は下記にご記入下さい。

特約店コード	店名	
担当者名	連絡先	

MASTコンタクトセンター

※受付時間10:00~21:00年末年始は除く

TEL 0120-707-086

- ◆ インターネット設備の確認・料金案内いたします。
- ◆ ウォーターサーバーの料金案内いたします。
- ◆ 引越の無料見積もりをさせていただきます。

※MASTコンタクトセンターは、積和不動産関西株式会社ケンジョウ・株式会社がケンジョウ・株式会社に業務委託して運営しております。